

# 肝炎・肝がん対策についての陳情書

2012年6月22日

京都府議会 議長 近藤 永太郎 様

京都府乙訓郡大山崎町円明寺  
西法寺1-7-13-206  
京都肝炎友の会  
世話人代表 山 副 スヘノ

舞鶴市布敷434  
舞鶴ウイルス性肝炎を考える会  
世話人 三宅 あき

## 陳情の理由

京都府議会の肝炎、がん対策をはじめとする京都府の健康・医療対策への取り組みに心から感謝申し上げます。

私たち、肝炎患者やその家族らでつくる患者会は、日本の肝炎の多くは「医原病」であり、一刻も早く国の責任で救済をと求めてきました。

繰り返し行ってきた国会への請願署名、C型薬害肝炎訴訟やB型肝炎訴訟を通じ国等の責任が明確になり、一昨年末の「肝炎対策基本法」の成立を受け、本年5月には厚生労働省より、基本法に基づく肝炎対策を進める方向を示す「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」が示されました。

私たちは今、「基本法」の精神を礎に、患者が安心して治療に専念でき、完治を目差すことができる肝炎、肝がんの治療体制等が、早期に確立されることを念じています。

しかし、検査、治療、肝硬変・肝がん患者への医療費助成制度や、障害者手帳の支給基準の緩和など支援体制は、残念なことに大きな前進を感じる事ができません。

そのため私たちは、国会に「肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援」「新しい検査方法、治療法、治療薬の保険適用の早期実現」「潜在している肝炎患者・感染者を早期発見するため、肝炎ウイルス検診のさらなる取り組み」「身体障害者手帳

交付の認定基準の緩和」を求める請願を提出しました。この請願は、第177回国会の衆参両院で採択されました。

私たちは、京都府にも、今年度予算編成に際し、国に対し医原病である肝炎患者の救済のため必要な措置を講じるよう強く求めると共に、国の措置が不十分であったとしても、京都府独自の措置も含め、京都府の肝炎・肝がん対策を強化するよう求めてきました。

その後、京都府の肝炎対策においては、京都府保健医療計画審議会計画部会肝炎対策ワーキンググループ委員に京都肝炎友の会の世話人一人を選任する等の変化は見られるものの、いまだに抜本的な強化は実現できていません。

つきましては、次の点を京都府が実施するようにしてください。また、国に対し意見書の提出等、必要な要請を行ってください。

## 陳情項目

### 1 肝炎ウイルス検査体制を抜本的に強め、すべての府民が早い時期に検査を受けることができる等、体制を強化すること

- ① 京都府の肝炎ウイルス検査体制を抜本的に強化すること。
- ② 委託医療機関での肝炎の無料検査を「肝疾患専門医療機関」等の専門医で受ける必要性は、府内の肝炎治療のネットワークを構築すれば不要であり、委託医療機関を、すべての医療機関に直ちに拡大すること。
- ③ 保健所での無料検査の実施日時は、利用しやすいよう、毎日、開所時間中、予約不要に拡大すること。
- ④ 個別勧奨による肝炎検査（節目検診）については、すべての市町村（後期高齢者を含む）が無料で実施し、年齢の上限を設けないよう助言すると共に、その実現のため府として財政援助を行うこと。
- ⑤ 受検者数、市町村別の受検率を京都府として把握するため最大限の努力をすること。
- ⑥ 肝炎ウイルス検査の広報活動は、肝炎の悪化、肝がん予防に欠かせないものであり、抜本的な強化が必要である。TV、ラジオ、記者会見、府民だよりでの特集、街頭広報活動などを展開すること。
- ⑦ 患者会と共に、肝炎検査受検の広報活動を展開すること。

### 2 府内の肝炎・肝がん診療体制を強化すること

#### ●京都府の肝疾患診療ネットワークの構築について

- ① 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」は、国において「地域における診療連携の推進に資する研究」に取り組み、地域に応じた診療連携体制強化を支援するとしている。京都府としても、全国の経験を取り入れ、肝疾患診療体制に関するガイドラインに基づいて、地域における肝疾患診療ネットワークの構築を進めること。ネットワー

クの基本指針の策定時には、患者・患者団体の意見も反映させると共に、府内全域に確立し、広く府民に普及すること。

- ② 京都府においては、ホームページ上で「肝疾患専門医療機関」を紹介し、「このリスト以外にも専門医療機関等との連携によりインターフェロン治療を実施する医療機関はあります」と掲載するのみで、都道府県における肝炎検査後の肝疾患診療体制に関するガイドラインに沿った患者の援助支援の姿を見ることができない。患者等への情報提供については、ホームページも含め京都府の実情に合った、患者等の要望にこたえるものとなるよう強化改善すること。

### ●肝炎検査後の感染者への情報提供・支援体制の強化について

- ① 保健所での受検者、委託医療機関での受検者、定期健診での受検者等、どの検査であっても、ウイルスに感染していた受検者を放置せず、確実に最新の治療を受け、悪化することがないにすること。そのために、フォローアップや受診勧奨を行うコーディネーターを配置し、確実に対応する様にすること。
- ② 「肝炎患者支援手帳」を早期に作成すること。作成に際しては、患者、患者団体を検討会に入れ、患者が有効に活用できる内容とすること。

### 3 京都府の患者支援対策を抜本的に強化すること

- ① 京都府として、国に対し肝炎、肝がん患者の治療水準の一層の向上、肝硬変・肝がん治療を含む肝炎患者の治療費助成制度などの一層の拡大を求めること。
- ② 肝炎、肝硬変、肝がん患者の治療費、入院・通院時にかかる交通費を含む諸費用、生活費を支援する支援制度を作ること。
- ③ 肝炎患者への差別的処遇等の一掃のために必要な啓蒙の取り組みを行うこと。
- ④ 生活保護の申請時に、肝硬変等の肝臓病の特徴を無視し、外見、年齢だけで就労指導を行い、申請書を渡さない等の措置を福祉事務所等が行わない様、必要な指導を行うこと。

### 4 京都府における「肝炎対策協議会」の設置等を行うこと

- ① 厚生労働省は、都道府県が設置する肝炎対策協議会等に「肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表する者等）を構成員に追加したと昨年8月5日に通知した。京都府感染症対策委員会肝炎部会を次回開催時から、患者・家族、患者会の代表を複数（少なくとも3名）は参加できるように発展させる、あるいは、京都府肝炎対策協議会を発足させ、京都府の肝炎対策に、患者の視点からの肝炎・肝がん治療の対策について提案ができ、反映できるようにす

ること。

- ② がん死亡者に占める原発性肝がんの割合は大きく、軽視することはできない。京都府のがん対策に、「肝炎・肝がんの対策の推進」をしっかりと位置づけること。

#### 4 時限立法の延長等を国に求めること

##### ●時限立法「薬害肝炎救済法」の延長を国に求めること。

C型肝炎ウイルスに汚染された血液製剤を投与され肝炎に感染した被害者を救済する薬害肝炎救済法（2008年1月施行、5年の時限立法）は、2013年1月で期限を迎える。1万人以上（企業推計）とされる感染者のうちこれまでに救済されているのは約1800人にすぎない。国によるカルテ調査が進んでおらず、感染の告知義務の履行が不十分なためである。被害者全員救済を補償する、法の延長が必要であり、京都府として国に求めること。

##### ●厚生労働省から独立して医薬品行政を監視・評価できる第三者組織の創設を国に求めること

厚生労働大臣が2012年度の通常国会に提出を、薬害肝炎全国原告団・弁護団に確約していた、厚生労働省から独立して医薬品行政を監視・評価できる第三者組織を創設するための法案は、提出されていない。

薬害肝炎、HIV、イレッサ、スモン等、医薬品で深刻な被害を受けた者が多い。このような事態を繰り返さないためにも、一刻も早く設置することが必要である。

府として、厚生労働省から独立し監視評価できる第三者組織を設置するよう国に求めること。